

**巻頭言**

市民後見人のあり方

社団法人日本社会福祉士会 会長 鎌倉 克英

「市民後見人」という言葉は、平成18年頃から目にするようになった。

最高裁判所事務総局家庭局から毎年発表される「成年後見関係事件の概況」の平成23年1月～12月分において92人、平成24年1月～12月分において131人の市民後見人が選任されたことも明らかになっている。

平成23年6月に老人福祉法が改正され、32条の2「後見等に係る体制の整備等」が創設され、平成24年4月1日施行に伴って、厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室より都道府県および指定都市に「市民後見人の育成及び活用に向けた取組について」が通知され、市民後見推進事業（平成23年度）が創設された。平成23年度は37市区町、平成24年度は87市区町が事業を実施したところである。

このように、市民後見人という言葉は頻繁に見られるようになったが、市民後見人について共通の理解がされているかというと、理解できていないのが現状ではないだろうか。

その原因は「市民後見人の定義」が定まっていないところにあるように思う。前述の「市民後見人の育成及び活用に向けた取組について」や「市民後見推進事業実施要綱」には市民後見人の定義は記されていない。

よりよい社会形成のために、市民後見人について、一刻も早く定義を定めることが必要と感じる。さらに、市民後見人に求められる役割と、自治体の公的責務、これまで専門職として成年後見人等を養成し輩出している職能団体がしっかりと市民後見人育成事業にかかわっていくしくみづくりが急がれる。

日本社会福祉士会においては、平成25年度の事業としてプロジェクトチームを立ち上げ、「市民後見人を活用したシステムづくりと専門職団体の役割に関する研究事業」に取り組んでいる。すでに、市民後見推進事業が行われている。市民後見人の定義や所掌範囲について、さまざまな考え方があるが、一定のルールと共通認識がなければ、市民後見人が社会に認知されず、広まらず、市民後見人養成研修の質を保つべき基盤も定まらない。地域の実情はさまざまであるが、市民後見人は養成の後の支援体制が重要であり、公的責任の下に事業は推進されるべきである。そこに職能団体がネットワークを構築し、市民後見人を支える機能を果たすことが求められる。

第10回学術大会

平成25年5月25日(土)、「任意後見制度の現状と問題点」をテーマに中央大学多摩キャンパスで第10回学術大会が開催された。

私の母校である中央大学多摩キャンパスは、私が卒業した約30年前とほとんど変わらぬ姿であったが、多摩モノレールの開通以来、人の流れが、モノレール駅 ⇄ 校舎という動きに代わっていたのが印象的であった。会場に向かう途中にある生協は、およそ暮らしに必要なものはなんでも揃っているところで、たくさんの本やレコード(!)、そして映画のチケットもここでよく買っていたこと、1日3食全部を生協内の食堂で済ませたこともあったこと、散髪も生協の床屋で済ませていたことなど、青春時代の思い出に浸りながら会場の8号館に向かった。大学では、ゼミや語学の講座は法学部棟である6号館で行われていたが、民法等の専門科目の講義のほとんどはこの8号館で受講した。今回の学術大会の会場は、私にとって懐かしい場所であると同時に、今の私の基盤を作ってくれた場所でもある。

基調報告

◇新井 誠（中央大学教授）

「任意後見制度の存立意義・再考」と題し、成年後見制度の比較法上の位置づけから始まり、根本的な懷疑、どのような問題点があるのかを指摘したうえで、任意後見制度が成年後見制度の中心的位置を占めるべきではないか、そうでなくとも、任意後見制度の意義がほとんど無視されている現状ではあるが、その重要性を再認識したうえで、一定の範囲できちんと使われることが日本の社会にとって望ましいのではないか、と述べた。

◇布施 憲子（弁護士）

「弁護士からみた任意後見制度の現状と改善提言」と題し、実務に携わる一弁護士として、まず、あくまで委任者の主導型であり委任者側がリーダ

ーシップをとって契約するものが、任意後見制度の本来の姿だと述べた。しかし、その運用実態からは質の問題、内容の問題として、本来の姿から乖離しているのではないか、本人のために使われているのかという指摘がなされた。実体験を踏まえての課題点があげられ、後見制度でも、単に後見監督人があとから調べればよいというだけではなく、ダブルチェックをするにしても、その方法を改善していかなければならないのではないかと述べた。

◇高橋 弘（司法書士）

「司法書士からみた任意後見制度の現状と改善提言」と題し、司法書士の立場から、現在の任意後見制度に対する司法書士の需要について、法定後見における需要は増える傾向は続いているが、任意後見制度になるとかなり少ないので実情であると報告された。そして移行型・即効型への需要と運用上の問題点が述べられた後、課題点をあげつつ、それに対応するための提案を述べた。

◇寺尾 洋（公証人）

「公証実務における任意後見制度の現状と課題」と題し、成年後見制度施行後の公正証書作成の類型数等の日本公証人連合会の調査の統計から法定後見と任意後見の比較、そして、公証役場へどのような道筋で持ち込まれてくるのかなどについて報告された。そこから見える課題点を導き、どのようにすればよりよい制度になるかが述べられた。

◇質疑応答

報告終了後に質疑応答が行われ、会場からは、



日本成年後見法学会（JAGA）

①効力が発生していないのに、登記事項証明書を取つたら代理権目録も出てくるが、それでその権限を濫用しようとする人はいないのか、②成年被後見人の選挙権回復の問題で、学会としてどのような提案をしたのか、③将来型が本来の任意後見のあるべき姿だという意見と、移行型を推進する意見とがあったが、それぞれどのように考えているのか、という質問が投げかけられ、報告者それぞれの考えが述べられたところで、午前の基調報告は終了した。

特別講演

午前の基調報告に続き、午後はロンドン保護裁判所上席判事デンゼル・ラッシュ氏およびドイツ・ゲッティンゲン大学教授フォルカー・リップ氏を招いての特別講演と、両氏をパネリストに迎え、新井誠理事長がコーディネーターを務めたパネルディスカッションが行われた。

◇デンゼル・ラッシュ「イギリスの任意後見制度」

イギリスの任意後見制度（LPA）は、裁判手続の回避を目的（の1つ）とするものであり、そこに法定後見制度にはないメリットがある。能力の減退に備えてあらかじめ準備をしておくので円滑な支援が行えること、また、手続が簡素で費用がかからないことから、法定後見よりも利用しやすい。利用者の多くが高齢者で、複数の任意後見人を選んでおくことが多い。95%は親族後見で専門職の関与は5%程度である。不正事件は、犯罪に至らないものを含めると8件に1件程度である。公的後見人事務所が監督業務を行っている。

◇フォルカー・リップ「自分のことは自分で決める：法定後見制度と対比した任意後見制度」

法定後見制度と比較すると、任意後見制度には、個人の自律が尊重される、国家の介入を極力避ける、自分で費用を払う、といった特徴がある。ドイツでは、約130万人が法定後見制度を利用し、約160万人が任意後見の登録をしている。任意後見の登録は任意なので、実際にはその倍くらいの人が任意後見制度を利用しているといえる。法定

後見人の3分の2は親族後見で、専門職は3分の1程度である。なお、専門職の参入には制限があり、任意後見人となるのはほとんどが親族である。制度の濫用事例も報告されているが、それほど多いわけではない。

パネルディスカッション

午前中の基調報告者を中心にパネルディスカッションが行われた。会場から多数の質問が寄せられたほか、赤沼副理事長から日本成年後見法学会の「任意後見制度の改善提言」の紹介があった。会場からの質問に対し、ラッシュ氏からは「イングランド・ウェールズには『市民後見人』はない」「法定後見人は最後の手段」といった発言があり、リップ氏からは「自己決定は時代の要請」「人に頼みたい（自分で決められないで他人に決めてもらいたい）」というのも、それはそれで1つの自己決定ではないかなどといった発言があった。そのほか、イギリス・ドイツとも制度の利用にあたっては当事者間に信頼関係があることが当然の前提となっており、第三者が必要とされる場面は少ないようだが、日本では身寄りのない人の任意後見のニーズが高いように思われる、という会場からの発言が印象に残った。

最後に、新井理事長からラッシュ氏とリップ氏に日本成年後見法学会名誉会員の称号を授与するセレモニーが行われた。（西川 浩之）



第10回総会報告

平成25年5月25日(土)午後1時から、中央大学多摩キャンパス8号館8308教室にて、本学会の第10回総会が開催されたので概要を報告する。

開会宣言の後、本学会規約12条により議長を新井誠理事長が務めることが告知された。

◇議案第1号 平成24年度事業報告の件

池田恵利子副理事長が事前配布された議事資料に基づき平成24年度に実施された事業について説明を行った。

研究調査部門について、学術大会の開催、制度改正・判例研究・高次脳機能障害に関する研究の各委員会の活動が報告された。続いて、学会誌「成年後見法研究」第10号の編集、国際交流活動について報告があった。また、「成年後見制度利用促進法(案)」の成立に向けた本学会の取組みが報告された。

運営・広報部門について、総会の開催や会報「じゃがれたー」の発行のほか、法人化検討委員会で法人設立に向けた検討がされていることが報告された。

以上について、質問はなく、承認された。

◇議案第2号 平成24年度決算報告の件

伊藤佳江常任理事が、前記議事資料に基づき平成24年度の決算報告を行った。

正味財産は806万7573円で、当期収支差額は40万6535円プラスとなっており、前年度よりも増加していることが報告された。

以上について、質問はなく、承認された。

◇議案第3号 平成25年度事業計画決定の件

赤沼康弘副理事長が、前記議事資料に基づき平成25年度事業計画案の説明を行った。

基本姿勢は従来通り、その方針に基づく研究調査部門では、学術大会の開催、各研究委員会の活動について説明がされた。また、国際交流活動として、日独学術交流会の開催や東アジア成年後見シンポジウムの開催など世界・アジアを視野に入

れた活動の説明がされた。さらに、成年後見制度利用促進法(案)の成立に向けた取組みについての説明がされた。

また、運営・広報部門については、総会の開催、会報の発行、組織化活動の予定について説明がされた。

以上について、質問はなく、承認された。

◇議案第4号 平成25年度予算決定の件

伊藤佳江常任理事が、前記議事資料に基づき、一般会計、研究基金特別会計につき、平成25年度予算案の説明がなされた。

以上について、質問はなく、承認された。

◇議案第5号 法人設立の件

高橋弘常任理事より、前記議事資料に基づき、「一般社団法人日本成年後見法学会の設立について」の説明が行われた。

以上について、質問はなく、承認された。

◇議案第6号 役員決定の件

大貫正男副理事長より、理事会決議による当日配布の役員候補者名簿に基づき、49名の理事候補と2名の監査役候補についての議案の説明が行われた。

以上について、質問はなく、承認された。

◇おわりに

以上のとおり、総会は順調に進行し、各議案の承認後、議長より、早期の「成年後見制度利用促進法(案)」の制定を求めていくこと、例年5月の最終土曜日に開催している来年度の学術大会を、第3回成年後見法世界会議の日程の関係で前後させる旨の報告がなされた後、終了した。

総会終了後、新たに選任された理事による理事会が開催され、理事長として引き続き新井誠氏を選任し、副理事長として赤沼康弘氏、大貫正男氏、池田恵利子氏を選任、その他常任理事の選任が行われ、新たな体制がスタートした。

(小嶋 珠実)

役員紹介

平成25年5月25日(土)、会員・会友175名の出席の下に、第10回総会が行われた。平成25年4月1日現在の入会者数は、正会員882名、賛助会員2団体5名、会友248名である。会員の職能は研究者、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、社会保険労務士、医師、公証人、自治体職員、社会福祉協議会職員など多岐にわたってい

る。

第10回総会では、規約19条に基づき役員の任期が終了したことに伴い、新役員（理事・監査役）の選任が行われた。また、同日に行われた第1回理事会において、理事長、副理事長、常任理事、幹事が決定したので、以下に紹介する。

幹事・監査役・幹事一覧（50音順・敬称略）

【理事長】

新井 誠（中央大学）

【副理事長】

赤沼 康弘（東京弁護士会）

池田惠利子（東京社会福祉士会）

大貫 正男（埼玉司法書士会）

【常任理事】

伊藤 佳江（東京税理士会）

小賀野晶一（千葉大学）

金川 洋（長野県社会福祉士会）

北野 俊光（東京弁護士会）

高橋 弘（埼玉司法書士会）

富永 忠祐（東京弁護士会）

長谷川秀夫（千葉司法書士会）

星野 茂（明治大学）

星野 美子（東京社会福祉士会）

村田 彰（流通経済大学）

森 徹（東京弁護士会）

【理事】

五十嵐禎人（千葉大学）

石渡 和実（東洋英和女学院大学）

井上 計雄（大阪弁護士会）

岩井 英典（札幌司法書士会）

岩志和一郎（早稲田大学）

遠藤 英嗣（蒲田公証役場）

延命 政之（横浜弁護士会）

沖倉 智美（大正大学）

金井 守（田園調布学園大学）

神谷 遊（同志社大学）

河野 正輝（熊本学園大学）

菊池 馨実（早稲田大学）

小嶋 珠実（神奈川県社会福祉士会）

古笛 恵子（東京弁護士会）

五味 郁子（東京税理士会）

佐藤 彰一（國學院大學）

佐藤 米生（第一東京弁護士会）

志村 武（関東学院大学）

竹中 勲（同志社大学）

田村 満子（大阪社会福祉士会）

田山 輝明（早稲田大学）

寺尾 洋（銀座公証役場）

床谷 文雄（大阪大学）

中尾 哲郎（福岡県弁護士会）

西川 浩之（静岡県司法書士会）

二宮 周平（立命館大学）

芳賀 裕（福島県司法書士会）

橋本 健司（神奈川県司法書士会）

久岡 英樹（大阪弁護士会）

平川 博之（日本精神神経科診療所協会）

本間 彰（認知症介護研究・研修東京センター）

松井 秀樹（東京司法書士会）

松友 了（東京社会福祉士会）

山崎 政俊（東京司法書士会）

【監査役】

菅野 協子（関東信越税理士会）

前田 稔（東京司法書士会）

【幹事】

熊谷 士郎（青山学院大学）

黒田美亞紀（明治学院大学）

清水 恵介（日本大学）

菅 富美枝（法政大学）

中村 昌美（名古屋学院大学）

名川 勝（筑波大学）

平岡 祐二（神奈川県社会福祉士会）

松本 容子（埼玉司法書士会）

成年後見と選挙権回復の軌跡

◇問題の所在

公職選挙法11条1項1号は、成年被後見人は「選挙権・被選挙権を有しない」とされていた。この規定は、昭和25年制定の公職選挙法にあった「禁治産者は選挙権・被選挙権を有しない」という規定が、成年後見制度開始後も引き継がれたものである。

名兒耶匠さん（50歳）は、知的障害があるが、ほとんど欠かさず選挙を行っていた。本人の権利擁護の観点から成年後見が申し立てられ、それ以後投票ハガキが届かなくなつた。「もう一度選挙に行きたい」と、2011年2月1日、東京地方裁判所に国を相手として「投票できる地位の確認」を求める裁判を提起した。

続いて同じ年に、埼玉、京都、札幌で別の原告が裁判を提起した（この3つの裁判では国家賠償も求めている）。

◇裁判所の判断

2013年3月14日、全国で初めてとなる東京地裁判決は、次のように述べ、原告が投票できる地位にあることを確認する、と判断した。

「そもそも後見開始の審判を受け、成年被後見人になった者であっても、我が国の『国民』であることは当然のことである。憲法が、我が国民の選挙権を、国民主権の原理に基づく議会制民主主義の根幹として位置付け、国民の政治への参加の機会を保障する基本的権利として国民の固有の権利として保障しているのは、自らが自らを統治するという民主主義の根本理念を実現するために、様々な境遇にある国民が、高邁な政治理念に基づくことはなくとも、自らを統治する主権者として、この国がどんなふうになつたらいいか、あるいはどんな施策がされたら自分たちは幸せかなどについての意見を持ち、それを選挙権行使を通じて国政に届けることこそが、議会制民主主義の根幹であり生命線であるからにほかならない。」

また、

- ・成年後見制度と選挙制度はその趣旨目的が全く異なるものであり、後見開始となったから選挙権行使の能力が欠けることにはならない
- ・成年被後見人に選挙権を付与するならば選挙の公正を害する結果が生じるなどの事実は認めがたい
- ・選挙権の制限は、自己決定の尊重、残存能力の活用及びノーマライゼーションという成年後見制度の理念に反するものであり、当該理念に基づいて各種改正を求めている国内外の動向にも反する

などと述べ、「公職選挙法11条1項1号は、……憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反する」と判断した。

裁判長は、判決を読み上げた後、「どうぞ選挙権行使して、社会に参加してください。堂々と胸を張って生きてください」と匠さんに語りかけ、法廷では自然と拍手が起つた。

◇法改正の実現と裁判上の和解

判決に対し国は控訴を行ったが、2013年5月27日、公職選挙法11条1項1号を削除する法改正が実現された。これにより、約13万6000人の成年被後見人の選挙権が回復したことになる。そして、7月17日と18日に、各裁判所において、各地の原告が投票できる地位にあることを確認したうえで、国家賠償請求については取り下げるという和解が成立し、一連の訴訟は終結した。

7月21日、名兒耶匠さんは、家族3人で投票に行き、他の当事者も選挙権行使した喜びを口にしている。

今後も選挙権に関しては、権利を「行使」できるように、教育現場や福祉現場での体験、わかりやすい選挙運動の議員への要請、投票における合理的配慮の実現などを呼びかけていきたい。

（弁護士 関哉 直人）

判例研究**判例研究委員会****■成年被後見人の選挙権確認訴訟（東京地裁平成25年3月14日判決・判例時報2178号3頁）****〔事案の概要〕**

本件は、後見開始の審判を受け成年被後見人となった原告が、成年被後見人は選挙権を有しないと定めた公職選挙法11条1項1号に基づき選挙権を付与しないこととされたため、同規定は憲法に違反し無効であるとして、行政事件訴訟法4条の当事者訴訟により、原告が次回の国政選挙において投票することができる地位にあるとの確認を求めた事案である。

国はまず、仮に公職選挙法11条1項1号が違憲であるとしても、本件訴えは裁判所が終局的に解決できるものではないので「法律上の争訟」に該当せず却下すべきと主張した。これに対し判決は、違憲と判断される部分を他の部分から切り離すことが可能であり、残部だけでも有効な法律として存立させるという立法者の意図が認められる場合には、その有効な規定を解釈適用して法的な争訟について裁判をすることができるとした。そして、本件において公職選挙法11条1項1号を違憲無効とする場合でも同法9条1項を有効な規定と解することができるとして、国の主張を退けた。

次に、判決は公職選挙法11条1項1号の合憲性について、国民の選挙権またはその行使を制限するためには、そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることができ事実上不能ないし著しく困難であると認められるような「やむを得ない」事由がなければならないとした。そして、選挙権を行使するに足る能力を選挙権の要件とすることは、立法目的として合理性を欠くものではないとしつつ、①民法によれば、成年被後見人は事理弁識能力を（完全に）欠く者として位置づけられていないこと、②精神上の障害を有する者の能力を補うことによって権利を擁護するという後見制度の趣旨および運用によれば、後見開始の審判がなされたからといって選挙権を行使するに足る能力を欠くことにはならないこと、③成年被後見人に選挙権を付与することによって選挙の公正の確保ができなくなると解することはできず、選挙権を行使するに足る能力に関して後見制度を借用すべき理由もないと、から成年被後見人の選挙権を一律に剥奪する規定を設けることを「やむを得ない」制限であるということはできず、公職選挙法11条1項1号は憲法15条1項および3項、43条1項並びに44条ただし書に違反し無効と判断した。そして、公職選挙法9条1項の規定に基づき、原告の訴えを認容した。

〔解説〕

本判決は、訴えを却下すべきという国の主張を退けたうえで、在外国民の選挙権行使の制限について厳格な審査を行った平成17年大法廷判決の「やむを得ない事由」の基準を用いて、公職選挙法11条1項1号を違憲無効と判断した。同規定については、後見制度の研究者や実務においては禁治産制度の頃から批判があったにもかかわらず、憲法学では、能力に基づく必要最小限度の制限と説明され、ほとんど議論されてこなかった。これに対し、本判決は、議会制民主主義の根幹といえる選挙権を奪うことは主権者たる地位を事実上剥奪することになるので「極めて例外的な場合」に限られるという観点から、成年後見制度の趣旨、民法の規定、実際の運用等を慎重に検討し、選挙権制限の基準として成年後見制度を用いる同規定は「やむを得ない」制限には当たらないと断じており、妥当な判決といえる。

この判決後、国は東京高等裁判所に控訴したが、2013年5月の法改正により同規定は削除され、同年7月に控訴審において原告の選挙権を確認し、訴訟を終結させるという和解が成立した。

（佐賀大学准教授 井上 亜紀）

日台中による国際交流についての訪問記

平成25（2013）年4月26日、台湾・台北市の国立台湾大学において、同大法律学院の主催による「東アジアにおける高齢化をめぐる法的課題」と題する国際シンポジウムが催され、日本側からは、新井誠理事長、村田彰常任理事、副理事長の筆者が報告した。中国からは2名の学者、台湾からは7名の学者が、成年後見制度に関する諸問題について報告を行った。参加者は、学者、裁判官、学生等約50名であり、報告のディスカッションでは、報告者と参加者が一体となった活発な自由討議が行われた。

新井理事長は、「任意後見制度の存在意義・再考」というテーマで報告された。はじめに、任意後見制度は新しい成年後見制度の中でも最大の注目を集めてスタートしたが利用が低迷していること、日本の土壤や日本の家族観に馴染む制度などの根本的な懐疑の提示があることを紹介したうえで、イギリスやアメリカの制度と比較しても、①契約を通じて最大限の自己決定権の尊重の理念を引き出せること、②裁判所の監督を必置することにより、本人保護を図っていること、などから日本の任意後見制度は国際的水準を超えている点を強調した。そして、任意後見推進論者の立場から、自己決定に裏打ちされた任意後見制度の意義を強調し、「日本人にふさわしい自己決定とは何かを見定めて、それに立脚した任意後見制度を作り上げていく歩みを止めてはならない」と結んだ。

村田常任理事は、「成年監護と意思能力」というテーマで、任意後見契約の締結に必要な意思能力を中心に報告した。任意後見制度は、任意後見契約に関する部分（後見契約システム）と任意後見人に対する監督に関する部分（監督システム）から成っており、この2つのシステムは一体不可分の関係にある。任意後見制度を利用する人は、まずこのシステムの概要を理解できなければなら

ない。そして、何のために法定後見制度より任意後見制度を利用なのか、という動機づけができていること、受任者および代理権の内容を決定し、公証人に公正証書の作成を自ら（あるいは代理人を通して）嘱託するというプロセスを理解できる精神能力を有していなければならない。さらに、契約内容に見合った報酬額についても妥当な額を決定しうる精神能力が要求される。よって、任意後見契約は、意思能力よりも高い事理弁識能力が必要とされる、とした。

筆者は、日本における市民後見人の育成・支援の実情と課題を述べた。親族後見人よりも専門職後見人の選任割合が高くなっている状況に参加者の関心が集中した。

中国からは、李昊北京航空航天大学法学院副院长による「中国における成年後見制度の課題と展望」、解瓦南京大学法学院副教授による「高齢者の契約行為および消費者保護」の報告があった。

当学会による台湾大学訪問は今回で2回になる。この前後にも陳自強教授、黃詩淳助理教授等の来日などがあり（平成24年7月明治大学にて開催）、両国の交流は次第に深まっている。特に、台湾の学者は、日本の成年後見制度をよく研究していること、日本語にも堪能な学者がおられることが、両国の成年後見制度をより身近なものにしている。さらに、民事信託においても学術交流が始まっている。この分野でも台湾から学べることは多い。

翌日、台湾大学法律学院名誉教授で、司法院大法官の職に就かれたこともある戴東雄先生に、日本からの参加者を陽明山等へ案内していただいた。途中、温泉付きの別荘にも招かれ、台湾と大陸（中国）との歴史と将来のあり方、日台の関係などについても認識を深めることができた。こうした懇親の場を通じて、国際交流はより確かなものになることを肌で感じた。

（司法書士 大貫 正男）

日本成年後見法学会（JAGA）

● 私と成年後見 ●

成年被後見人の選挙権回復裁判と 公職選挙法改正

1971年に国連で「精神遅滞者の権利宣言」が採択された。その翌年から約11年間、私は東京都国立市にある知的障害者施設滝乃川学園に支援職員として勤務した。

この施設では国立市選挙管理委員会と協議し、知的障害者にも選挙権があること、文字を書けない人には投票所で市職員2人が補助者として付き代筆すること、話せない人についても一覧表から候補者1人を指させばそれを代筆すること、特定できない場合は白紙投票すること等を確認して、1974年から公職選挙への投票支援を開始し、最重度知的障害者も投票に参加してきた。さらに1981年以後は候補者全員に案内状を出して、候補者や政党が知的障害者に直接アピールする「選挙のお話を聞く会」を開き、候補者選択の意思決定支援を行ってきた。国や都の選挙では代理の市議会議員等が説明することが多いが、市長選や市議選では候補者のほぼ全員が参加する。

ところが2006年に障害福祉が契約制度に移行して以後、成年後見の利用により選挙権を剥奪される人が増えてきた。国会議員選挙権の付与は、1889年に高額納税男性へ、1925年に全男性へ、1945年に女性へと拡大されたが、公職選挙法により禁治産者（2000年以後は成年被後見人）が対象外とされてきたためである。

2011年2月に、知的障害のある名兒耶匠さんが、成年被後見人となって剥奪された選挙権の回復を求めて国を提訴し、私も支援組織の共同代表として関わった。その後、埼玉・京都・北海道でも同様の提訴があり、2013年3月14日に東京地方裁判所は、選挙の能力を定めることは否定しないが、主に財産管理のための成年後見制度を流用するのは憲法違反、との判決を下した。

この頃国会では障害者差別解消法案が検討されていたので、私は自閉症協会として各党と交渉するたびに公職選挙法の改正も訴えた。弁護団、法学者からの働きかけやマスコミの主張等により、5月17日に8党の共同提案で公職選挙法改正案が国会に提出されて、同月27日に成立した。与党議員間では当初「成年後見に代わる新たな選挙能力を定めるべき」との意見もあったが、実質的に困難との判断から能力制限を見送った。その後裁判は和解で終結した。

この改正により、約13万6000人の成年被後見人が選挙権を得た。選挙権を持つということは、権利の主体者となることである。先進各国でも能力による選挙権制限はまだ若干ある。「選挙能力」という差別を避けた今回の公職選挙法改正は、国際的にも高く評価されよう。勇気を持って提訴された成年被後見人とそのご家族や弁護団に、あらためて敬意を表したい。

この際、成年被後見人等のさまざまな欠格条項も見直すべきである。特に公務員欠格条項は、障害者雇用促進により知的障害者等が市町村の常勤・非常勤職員として雇用される機会が増えていく状況からして、早急に撤廃すべきである。

今回の裁判の原告には、補助か保佐類型を予定したが裁判所により後見類型にされた人が多い。このような後見類型偏重や、類型変更がなかなか認められないことも問題である。

国際的には「本人への意思決定支援を尽くした後に、代行決定を認める」という方向にある中で、成年後見制度の根本的な見直しを期待したい。

（日本自閉症協会理事・副政策委員長
柴田 洋弥）

第10回の学術大会・総会において、成年後見制度および本学会の発展に著しく貢献した、デンゼル・ラッシュ氏（イギリス・ロンドン保護裁判所上席判事）およびフォルカー・リップ氏（ドイツ・ゲッティンゲン大学教授）が、本学会名誉会員として表彰された。万雷の拍手の中、理事長から両氏に記念の楯が授与された。名誉会員は、須永醇氏（法政大学名誉教授）、利谷信義氏（東京大学名誉教授）とあわせて4名となった。

国際シンポジウム「東アジアの成年後見制度」

日 時：平成25年10月26日(土)13時～17時30分
(12時30分受付開始)
場 所：明治大学駿河台キャンパス
リバティタワー1093教室
参加費：会員・会友 無料／一般 1000円
定 員：100名
申込み：10月16日(火)までに、氏名、連絡先（電話番号・ファックス番号）、会員・一般の別、懇親会（5000円）参加の有無を、ファックスまたはメールにて事務局までお申込みください。

◆◆プログラム◆◆

○特別講演「成年被後見人の選挙権をめぐる比較法的検討」（仮）

田山 輝明（早稲田大学教授）

○シンポジウム「東アジアの成年後見制度」

コーディネーター：岡 孝（学習院大学教授）
〔報告〕韓国・朴仁煥（仁荷大学教授）
〔報告〕中国・錢偉榮（松山大学教授）
〔報告〕台湾・黃詩淳（台湾大学助理教授）
ディスカッション

国際シンポジウム「日本成年後見法制度・独世話法制度における医療行為と健康配慮」

日 時：2013年10月22日(火)10時～18時
場 所：東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階（TMI 総合法律事務所）
参加費：無料
定 員：90名
言 語：日本語およびドイツ語（同時通訳付）
申込み：10月8日(火)までに、氏名、連絡先を、ファックスまたはメールにて、事務局にお申込みください。

◆◆プログラム◆◆

●「医療法上の基盤および世話人または委任代理人による健康配慮面の役割」

フォルカー・リップ（ゲッティンゲン大学教授）

●「医師の視点から見た患者の権利擁護機関の役割および意義」

フリーデマン・ナウク（ゲッティンゲン大学教授）

●「医療同意の実情」五十嵐禎人（千葉大学）

●「医療同意」名倉勇一郎（司法書士）

●「成年後見制度における身上監護」

池田恵利子（社会福祉士）ほか

※報告テーマは変更されることもあります。

【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16
(株)民事法研究会内
TEL 03-5798-7239（直） FAX 03-5798-7278
E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ 成年被後見人の選挙権訴訟の判決を踏まえて法改正がなされたことは、憲法論としても重要な意義を有します。三権の一翼を担う司法は、選挙権の擁護に積極的に関わることが期待されます。（富永忠祐）